

平成28年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

平成28年度定例大島町農業委員会が、平成28年5月24日（火）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、土井勝 |
| 11、笠間隆夫 | 12、山本政一 | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|---------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 |
|--------|---------|--------|

3、欠席委員

- | |
|-------|
| 8、春木望 |
|-------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|-------|--------|
| 野村昌宏 | 観光産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 雨宮祐一郎 | 主任 |
| 幡野喬 | 主任 |

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
- 日程第2：農地利用集積計画（案）について
- 日程第3：第56回企業的農業経営顕彰事業の実施について
- 日程第4：第36回農業後継者顕彰事業の実施について
- 日程第5：別段の面積の基準（下限面積）の変更について
- 日程第6：大島町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 日程第7：その他

6、本日の書記は次の通り

- | |
|--------|
| 主任 幡野喬 |
|--------|

土屋議長 それでは平成28年度第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は5番委員と6番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の幡野氏を指名いたします。それでは日程第1、「農地の権利移動について」議案第3号を上程いたします。事務局から議案の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。農地の権利移動の許可について、議案第3号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□▲番の▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲番、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡です。申請事由ですが、申請人である〇〇は、譲渡人である〇〇から無償にて申請地を譲り受け、明日葉、椿、柑橘類の栽培を行っていくというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名、農作業歴20年です。耕作面積といたしましては、当該申請地に隣接するところに▲㎡の農地を所有し、そこで耕作をしておりますことから、資格要件である、耕作における下限面積等の条件を備えている者と判断されます。労力状況につきましては、労働力として男1名、既存の農業機械等ですが、耕運機1台、草刈機1台を所有しております。次のページをご覧くださいと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から町道□線を□方向へ約▲m進みました進行方向左手に位置します。次のページをご覧くださいと申請地の公図となります。以上です。

土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、3番。

新保委員 5月22日に春木委員と私の2名で現地調査に行きまして。場所は事務局の説明のとおりですが、桜、椿等の大木が植わっていて竹藪にもなっているので、作付けと言っても出来るのは明日葉くらいかと思えます。半日陰というか殆ど日陰になっているので、ちょっと耕作するのは不向きだと思えます。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、2番。

小坂委員 無償で譲り受けとありますが、親戚ですか。

土屋議長 事務局お願いします。

事務局(雨宮) そのとおりです。

小坂委員 どのような親戚ですか。

事務局(雨宮) ご兄弟です。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり許可といたします。続いて、日程第2「農地利用集積計画(案)」について、2件ございますので、1件ずつの審議をさせていただきます。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局(雨宮) それでは説明いたします。農地利用集積計画(案)についてです。所有権の移転を受ける者は、□▲番▲、〇〇。所有権の移転する者は、□▲丁目▲番地▲-▲、〇〇。所有権の移転する土地は、□▲番▲、地目は畑で、面積は▲㎡です。また、所有権の移転で

すが、売買により、平成28年6月に所有権移転を予定しております。次のページをご覧くださいますと、所有権を受ける者の農業経営の状況等です。当該申請地▲㎡につきまして、ブバルディアを主とした切花栽培を行っていききたいという計画です。農業従事状況といたしまして、夫婦で年間延べ310日従事するというものです。現在所有している農業機械等につきましては、運搬用軽トラック1台、ホイールローダー1台、管理機1台です。今後導入予定といたしまして、トラクター1台、管理機1台、動力式噴霧器1台としております。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議頂き、当計画にご承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、発言のある委員は挙手願います。はい、2番。

小坂委員 今日農地利用最適化推進委員さん3名が見えていますが、発言権がありますよね。
土屋議長 議決権はありませんが、発言権はあります。

小坂委員 では、何かあったら言ってもらうように話して下さい。

土屋議長 ただいま、2番委員さんからご指摘ありました意見ですが、今後、推進委員3名の方、意見がありましたら発言をお願いします。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、1件目、〇〇・〇〇の「農地利用集積計画（案）」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（～全員 挙手～）

全員賛成ですので、日程第2、〇〇・〇〇の「農地利用集積計画（案）」について、原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第2、2件目の内容につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。農地利用集積計画（案）について、2件目です。所有権の移転を受ける者は、□▲番地、〇〇。所有権の移転する者は、□▲丁目▲番▲一▲号、〇〇。所有権の移転する土地は、□▲番▲、地目は畑で、面積は▲㎡です。また、所有権の移転ですが、無償譲渡により、平成28年6月に所有権移転を予定しております。次のページをご覧くださいますと、所有権を受ける者の農業経営の状況等です。当該申請地▲㎡につきまして、キヌサヤエンドウを主とした露地野菜栽培を行っていききたいという計画です。農業従事状況といたしまして、夫婦で年間延べ160日従事するというものです。現在所有している農業機械等につきましては、運搬用軽トラック1台、草刈機1台です。今後導入予定といたしまして、管理機1台、動力式噴霧器1台としております。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議頂き、当計画にご承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、発言のある委員は挙手願います。はい、9番。

向山委員 農地利用集積計画（案）の所有権移転の補足説明をいたします。5月22日に地元委員の小坂委員、中村委員、土井委員、私の4名にて申請地の調査、見回りをいたしました。その結果、4委員とも申請どおり異議なしと認めましたので、各委員の方はよろしくお願い申し上げます。隣接地は見取り図をご覧くださいれば分かりますが、申請地の北側は上の方に2軒建物が建っています。1軒は倉庫ですが、もう1軒は〇〇さんの住宅です。西

側は普通畑があって東側も少し普通畑が残っていますが、西側は町道になっていて、この黒い部分は間伐に続いている大きい沢です。東側と南側は農振農用地と普通畑の混合地です。申請地内は草藪で、一部じゃがいもやキュウイフルーツが植わっています。周りは槇や椿の大木で覆われる防風林となっていますので、畑としては風が当たらないので良いと思います。営農は先程事務局の説明のとおり、キヌサヤエンドウや露地野菜を栽培する予定です。申請地の場所も事務局説明のとおりです。以上、補足説明を終わります。

土屋議長 他にございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、2件目、〇〇・〇〇の「農地利用集積計画（案）」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（～全員 挙手～）

全員賛成ですので、日程第2、〇〇・〇〇の「農地利用集積計画（案）」について、原案のとおり承認といたします。続きまして、日程第3「第56回企業的農業経営顕彰事業の実施について」事務局より説明をお願いします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。日程第3、「第56回企業的農業経営顕彰事業の実施」についてです。今年度も企業的農業顕彰事業の対象者について、委員の皆さまで推薦者のご検討をお願いしたいと思います。推薦にあたっての留意点といたしましては、従前のとおり年間農業収入がおおむね500万円以上という原則がございますが、島嶼地域につきましては、その地域の特性を生かした先駆的経営を認められるものは対象となります。東京都農業会議への推薦期限は8月31日の水曜日までとなっておりますが、推薦対象者への推薦書類作成手続きなどがございますので、対象者となる農業者についてご審議頂きたいと思います。また資料の最後に大島町農業委員会で推薦を行い、受賞された農業者の一覧をお付けしております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関して発言のある方は挙手願います。ご意見はございますか。無いようですので、日程第3「第56回企業的農業経営顕彰事業の実施について」、推薦期限につきましては、8月31日までとなっておりますが、必要書類等の準備がございますので、7月開催の第4回総会までにご報告下さい。続きまして日程第4「第36回農業後継者顕彰事業の実施について」事務局より説明をお願いします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。日程第4、「第36回農業後継者顕彰事業」についてです。こちらも今年度対象となる農業者がいるか、委員の皆さまで推薦者のご検討をお願いしたいと思います。推薦にあたっての留意点といたしましては、従前のとおり年間農業収入がおおむね500万円以上という原則がございますが、島嶼地域につきましては、その地域の特性を生かした先駆的経営を認められるものは対象となります。こちらは東京都農業会議への推薦期限が7月29日（金）までとなっておりますので、企業的農業経営顕彰より1ヶ月締め切りが早くなっています。またこちらも資料の最後に大島町農業委員会で推薦し、受賞された農業者の一覧をお付けしております。以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関して発言のある方は挙手願います。はい、2番。
- 小坂委員 まだ期間があるから6月の総会までに考えてくれば良いと思いますが。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。それでは、日程第4「第36回農業後継者顕彰事業の実施について」、推薦期限につきましては、7月29日までとなっておりますが、必要書類等の準備がございますので、6月開催の第3回総会までにご報告下さい。続きまして日程第5、「別段の面積の基準（下限面積）の変更について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局(幡野) それでは説明いたします。別段の面積の基準（下限面積）について、農地法第3条の規定による許可申請については、その譲受人となる者の資格要件が必要となり、大島町現時点での資格要件は、年間耕作日数150日以上、耕作の下限面積が30a以上を確保できる場合において、許可が出るというものです。農地法施行規則第17条第2項に基づき、農業委員会の判断で、遊休化が見込まれる農地や遊休化してしまっている農地が相当程度存在し、下限面積を下げることによって農業上の効率的な農地の集積などに支障が出なければ、下限面積を変更することが可能です。以上のことから下限面積を30aから10aに変更することについて、ご審議頂き、ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関して発言のある方は挙手願います。はい、2番。
- 小坂委員 これは先月議論して今回正式に案が出ているのだから、このまま採決で良いと思います。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第5、「別段の面積の基準（下限面積）の変更」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第5、「別段の面積の基準（下限面積）の変更」について、原案のとおり承認といたします。続きまして日程第6、「大島町農地利用最適化推進委員の委嘱」についてです。3名の推進委員さんは退室願います。内容につきましては、事務局より説明をお願いします。
- (～推進委員3名 退室～)
- 事務局(幡野) それでは説明いたします。日程第6、「大島町農地利用最適化推進委員の委嘱について」です。大島町農地利用最適化推進委員に4月28日、1名の届出がございました。委員の委嘱についてご審議をお願いしたいと思います。また、本日の日程に入る前に3名の委嘱を行っており、担当地区も決定しております。推進委員につきましては、各地区1名となっております。今回、届出のあった1名につきましては、元町在住ですが、委嘱及び担当地区のご審議もお願いしたいと思います。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局より説明がありましたが、意見のある委員は挙手にてお願いします。はい、9番。

- 向山委員 先ほど、委嘱式がありましたよね。担当地区は農業委員会で審議して決めることになってますか。
- 事務局(幡野) はい、農業委員会で決めて頂きたいと思います。
- 向山委員 本当は農業委員会で審議して決めてから言うべきですよ。どこに配属するか農業委員会で審議して決めていないのに、先ほどの委嘱式で担当地区を言っていたから、誰が決めたのかおかしいなと思って。以上です。
- 土屋議長 各地区1名ということで割り振っていますけど、4月28日に届け出があった志村さんの委嘱について、皆さんいかがですか。
- (～賛成の声 多数～)
- 向山委員 私は賛成です。担当地区について、私個人としては泉津地区を担当してもらえればと思います。泉津地区担当がいなし、以前に農地利用調査を担当したことがあると思うから。
- 土屋議長 まず、届出のあった1名の委嘱について採決したいと思います。志村貞昭さんを農地利用最適化推進委員に委嘱することに賛成の方は挙手願います。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、志村貞昭さんを農地利用最適化推進委員に委嘱します。担当地区ですが、どこにしますか。
- 新保委員 向山委員の意見の泉津地区が良いと思います。
- 土屋議長 他の皆さんはいかがですか。
- (～賛成の声 多数～)
- それでは元農業委員で知識があるということで、泉津地区を担当して頂きます。
- 向山委員 あともう一つ。もし志村さんから担当地区のことで意見があった場合は、農業委員会で決めたことなのでと説明して下さい。
- 土屋議長 委嘱について全員賛成なので、日程第6、「大島町農地利用最適化推進委員の委嘱について」、志村貞昭氏にいたします。担当地区は泉津地区です。続いてその他ですが、事務局よりお願いいたします。それでは3名の推進委員さんには入室して頂きます。
- (～推進委員3名 入室～)
- 事務局(雨宮) それでは説明いたします。「東京都に対する建議ならびに国に対する要望について」です。平成27年度2月に東京都農業委員・農業者大会が開催されまして、そこで、国および東京都に対しての建議、要望事項が可決されました。その報告資料ですので、目を通して頂ければと思います。また今後もこのような形で要望事項等を集約しまして、農政に繋げていく形となりますので、よろしく願いいたします。以上です。続きまして、毎年調査を行って頂いている農地利用状況調査についてです。今年度からこちらの調査につきましては、島内の全筆が対象となります。本日配布資料の利用状況調査方法をご覧頂くと、A、B、C、Dの4段階になっていまして、その4段階に当てはまる内容が載っています。ただいま、資料を作成中で、今回の総会中にお配り出来ない場合は、本日以降に出来上がり次第、農業委員と推進委員の皆様にお配りしたいと思います。調査対象期間につきましては、今年6月1日から12月31日までの7ヶ月間を用いて調査を実施して頂きたいと思います。この7ヶ月間フルに調査をするというわけではなくて、

この期間中に各地区担当農業委員さん推進委員さんのご都合に合わせて、また各地区にある程度人数がおりますので、その方々と調整を取りながら実施して頂きたいと思えます。また、各地区に複数人数のいる農業委員さんにお問い合わせがありまして、推進委員さんと協力してこの調査を実施して頂くにあたり、受け持ちを決められる場合は話し合いを持って決めて頂きたいと思えます。また、こちらの調査方法の2番目に記入例があります。今までと様式が異なりまして、対象農地の所在、登記地目、面積、所有者、所有者の住所となっています。一番右側に調査結果をご記入頂きますが、まず評価結果、次に調査日、更に調査をした農業委員さん推進委員さんのお名前をご記入頂き、提出して頂きたいと思えます。この農地利用状況調査で何かご不明な点がございましたら、随時事務局にお問い合わせ頂きたいと思えます。以上です。

事務局(幡野) 続いて、熊本地震義援金募集についてです。4月14日から断続的に発生しております熊本地震ですが、私共の平成25年の災害と同じように、熊本でも農地の災害が発生しております。それに伴って、私共も全国の方々から頂いたように、また、熊本の農家さんに対して義援金として少しでもご協力をしていきたいと考えております。こちらの義援金の実施期間は4月19日から始まっていて、6月30日までの2ヶ月間ということで、今回農業会議さんが取りまとめをしまして、募集口数が一口1,000円、1人一口以上で行っております。この義援金の金額ですが、お一人いくらにするかをお諮り頂いて金額が決まりましたら、お預かりしている積立金から取り崩すような形で義援金をお送りしたいと思えます。また、四角い枠で囲んである中の送金先口座名のところに、お振り込みの際は送金手数料を差し引いた金額をご送金下さいとなっておりますが、送金手数料は送金される方の頭割り負担をして、半端の無い金額で送金出来ればと考えております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。はい、9番。

向山委員 今の話は賛成ですので、一口1,000円でまとめて送金すれば良いと思えます。

土屋議長 まだ推進委員さんは積立金をするか決めていませんが、4月から積み立てるということで良いですか。

事務局(雨宮) この総会が終わった後、推進委員さんに承認を得ようと思っておりますので、まずは農業委員さんの方でお決め頂きたいと思えます。

土屋議長 農業委員さんは一口1,000円でいかがですか。

(～賛成の声 多数～)

では積立金から一口1,000円として義援金にします。他にございますか。はい、2番。

小坂委員 農地利用状況調査について、農業委員会の名前で遊休農地の利用方法の問い合わせというか、恫喝とも言える文章が農家に届いているけど、これは何を意図していますか。会長は知っていますか。

土屋議長 知らない。いつですか。

小坂委員 先々月かな。これは何を意図しているのか。中には近所迷惑になるという文言が入っている。

- 事務局(雨宮) ご説明させていただきます。ただいま小坂委員が仰ったのは、農地利用状況調査の結果に基づいて遊休農地をお持ちの方に、今後その農地をどのように利用されるのか意向調査書を送っております。これは、農地法第30条の調査がこの利用状況調査にあたりまして、遊んでいる農地をお持ちの方について、今後の利用の意向を調査しなければならないという法律に基づきまして文書を発出しております。その回答を頂いて今後その農地をどのように使うかを取りまとめております。以上です。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 会長も知らない、俺も知らない。農業委員会で誰か知っていましたか。農業委員会の名前で出している以上は、農業委員会に前もって言ってから実施してもらいたい。
- 土屋議長 はい、5番。
- 中村委員 小坂委員さんが言ったように、私にも2、3件問い合わせがあったり本人が来たりして、少し困った面があったから事務局に聞いてほしいと伝えてあるけど。差木地辺りでそのような問い合わせはなかったですか。
- 事務局(雨宮) 今回464件送っていますので、勿論この中に差木地にお住いの方はいらっしゃいます。
- 小坂委員 法律に基づいてやるのは結構だけど、近所迷惑だとか相手を脅かすような文言が入っているから。誰が近所迷惑と言ったのかと。そのようなことが入っているから気になったけど。先ほどの最適化推進委員の件についても、この問題についても、農業委員会の名前でやる以上は農業委員会の許可を得てから出してもらいたい。事務方は心得ておいてほしい。
- 野村課長 色々ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。今後は文書や定例会の場において報告をさせていただきますので。今回はこのような形になってしまい申し訳ございませんでした。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 464件出したと言っていたけど、それは前回の農地利用状況調査の中から遊休になっているところに出したのですか。
- 事務局(雨宮) そのとおりです。
- 向山委員 我々が調べた中から抜粋してね。全体でその数だけでしたか。
- 事務局(雨宮) 荒廃化して再生不可能なところには送っていません。あくまでも、まだ再生の見込みがある農地をお持ちの方に今度のご利用方法の意向を確認しております。
- 向山委員 分かりました。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 もう一度お尋ねします。その結果を見て、最終的にどうする予定ですか。
- 事務局(雨宮) その結果につきまして、もし農地の貸し出しを希望される場合はその制度に乗せていくというのが国の指針で、昨年度から開始しています農地中間管理事業や大島町農業委員会でご承認頂きました農地利用円滑化団体で行う農家の斡旋事業に繋げていく仕組みです。また、今後ご自身で農地を使っていく方や知人に貸し出すなどのご予定がある方は、回答をしてから6ヶ月以内にそれを行うと回答されていますので、その確認等が必要になってきます。
- 土屋議長 はい、2番。

- 小坂委員 今までも農地中間管理機構はやっているけど、農地中間管理機構の規定には山林化した農地は困るとあったよな。だから大島の場合、山林化すれば除け者になってしまう。そうすると、貸したくても農地中間管理機構が受けない。田んぼの場合はトラクターを入れればそれで済むかもしれないけど、大島の遊休農地の場合は炭にもならないような大木になってしまっていて、そのようなところは農地中間管理機構で借りてくれないとここで説明していたのだから。そうすればどうするのだよ。
- 土屋議長 2番委員さんが言ったように、3年以上すれば木が大きくなってしまいますよね。その場合は、中間管理機構も手が出せない。
- 小坂委員 この農地利用状況調査の評価が遊休2号のBの場合だったら分かるよ。Bなら農地に出来るのだから。C、Dならもう手が付けられない。重機を使わないと無理だよ。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 先月の総会で山林化されたような放棄地は、農地利用状況調査に明記しないと説明がありましたけど、今回調べる総数は大体どれくらいですか。
- 事務局(雨宮) 総数は8,064筆です。その中で、実際に山の方で農業をやっているところはないと思いますので、そこは抜いて頂いて構いません。分かり易く言いますと、農振農用地のエリアを重点的に見ながら、山の方に関してはご相談頂きたいと思います。
- 向山委員 では、今回の調査は山の方も入っているわけですか。
- 事務局(雨宮) 全体としては入っています。
- 向山委員 ということは、従来と変わらないということだ。少し楽になるという話だったけど。
- 土屋議長 ただ、2年目からは大分楽になるということになるよね。
- 向山委員 あともう一つ。この農地利用状況調査で立ち入りをする時の三種の神器ではないけど、身分証明書、腕章、帽子を新しい委員の方に早急に配布して下さい。
- 土屋議長 他にございますか。はい、篠原委員。
- 篠原委員 農地利用状況調査の資料の中の記入例についてお聞きしますが、下に※印で1筆の中に耕作地と遊休農地が混在している等の場合は、両方を評価して下さいと書いてあります。更にその下に記入例がありますが、その場合の記入方法を教えて下さい。
- 事務局(雨宮) 記入例に1段目、2段目とありますが、2段目のところにその場合の記入例が載ってまして、例えばB/Cという形でご記入頂ければありがたいです。
- 篠原委員 分かりました。
- 土屋議長 はい、10番。
- 土井委員 調査するにあたって図面は渡されますよね。
- 事務局(雨宮) そのとおりです。
- 土屋議長 はい、篠原委員。
- 篠原委員 もう一つ。調査の際、アンケートのような調査結果を記入する用紙はありますか。
- 土屋議長 図面と一緒に渡されますので、それに記入します。
- 篠原委員 そのような用紙があるわけですね。
- 土屋議長 はい。他にございますか。はい、9番。
- 向山委員 大島町農業振興地域図がありますよね。あれがあると便利なので一緒に配布してほしい。

事務局(雨宮) 今回お配りする地図は全てカラー版です。そこが農業振興地域内の農用地か、その他の農地か、色で直ぐ分かるようになっていきますので、冊子として農業振興地域の地図がありますが、それと同程度、もしくはそれより直近で良いものを今回ご用意しておりますので、そちらをご活用頂きたいと思います。

土屋議長 他にございますか。はい、事務局。

事務局(幡野) それでは、事務局より6月開催の第3回大島町農業委員会の定例会の日程の変更についてご説明します。農業委員会会議規則に基づき毎月24日となっておりますが、6月24日から26日まで全日本自転車選手権大会ロードレースが開催されます。観光産業課及び町職員、また住民の皆さんの多くのボランティアが必要となりますので、定例会日程の変更をさせて頂きたいと思います。特別の理由がある場合は、会長が変更できるとなっており、日程を6月28日火曜日にしたいと思いますがいかがでしょうか。

土屋議長 ただいまの事務局説明の6月定例会の日程を6月28日に変更ということですが、いかがですか。

(～賛成の声 多数～)

では6月の定例会は6月28日火曜日といたします。他にございますか。はい、9番。

向山委員 先月申し送りをした、新しい認定農業者の名簿の件ね。

土屋議長 今回は何名いましたか。

小坂委員 今回は20名。それは先月発表したよ。20名と今までの人が3名で23名。だから今までの半分の数になってしまった。

土屋議長 他にございますか。はい、9番。

向山委員 キョンの網が最近はこちらで張ってありますよね。見ると農業専門にやっていないところにも張ってあるようだけど、申請を出せばどこでもやってくれますか。

山田係長 まだ農業者さんで申請されていない方もいらっしゃると思いますが、来て頂いてお金がある内はやっているような状況です。まずは申請して頂いて、その中で順番付をしていますので。

小坂委員 うちで今までやった網を見たけど、海老網だけでなく防除網みたいなものも張ってあるよね。防除網は捕まえることはできないよね。

山田係長 防除ネットと海老網を併せてやっています。各農家さんの圃場は一部ですが海老網が殆ど付いています。

小坂委員 俺が見たところは付いていなかったよ。

山田係長 それは農家さんの希望によって違います。

小坂委員 捕ることが目的なのだから、出来れば海老網でやってほしい。

山田係長 はい。

土屋議長 その他何かあるますか。特にないようですので、これをもちまして第2回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員